

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年5月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 意見の対象となった届出に係る公告

平成19年1月5日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出）

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

津田ショッピングセンター さぬき市津田町津田南上所923番1ほか

3 法第8条第1項の規定によりさぬき市から聴取した意見の概要

意見なし

4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

(1) 意見書を提出した者

さぬき市商工会

(2) 意見の概要

営業時間の変更後において騒音が著しい場合は、遮音壁等の対策を講じるなど騒音防止に配慮されたい。また、夏場の夜間等における青少年の非行防止対策の一助として警備員の巡回等の配慮に努められたい。

5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課

(2) 縦覧期間

平成19年5月25日（金曜日）から同年6月25日（月曜日）まで